

社会福祉法人青藍 通所介護事業所（総合事業） 運営規程

第1章 事業の目的及び方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人青藍が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所介護従業者が、総合事業対象者及び要介護者の高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、総合事業対象者及び要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 デイハウス青藍
- 2 所在地 徳島県名西郡石井町高原字中須 8番地 1

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。但し、一部職種については兼務することができる。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 常勤専任1名 |
| (3) 看護職員 | 非常勤専任1名 |
| (4) 介護職員 | 常勤専任2名 |
| (5) 機能訓練指導員 | 常勤兼任1名 |

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は事業所の従業者の管理、通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用の申し込みに係る調整、通所介護従業者に対する技術指導、通所介護計画の作成等を行うとともに、利用者の生活相談に応じる。
- (3) 看護職員は利用者の保健衛生に関する業務を行うとともに、医師の指示に従い、利用者に必要な処遇を講じる。
- (4) 介護職員は通所介護サービス利用者の日常の介護を通所介護計画に従って実施する。
- (5) 機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の向上のための訓練を行う。

第3章 営業日及び利用料

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 デイハウス青藍の営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

2 デイハウス青藍の営業時間は午前9時15分から午後4時15分までとする。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(通所介護の内容)

第7条 通所介護の内容は次のとおりとする。

1 生活指導・相談援助

2 機能訓練

3 看護および医学的管理下における介護

4 食事およびその他のサービス

(通所介護の利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 食事にかかる実費負担金として昼食1回につき570円を徴収する。

3 10時の間食にかかる実費負担として1回につき50円、3時の間食にかかる実費負担として1回につき100円を徴収する。

4 フラットタイプのおむつを使用した場合は実費負担として1枚につき50円を徴収する。ただし、種類によって実費負担額が異なることがある。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、その利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第4章 利用に関する事項

(利用定員)

第9条 利用定員は下記のとおりとする。

1 デイハウス青藍の利用定員は20人とする。

(利用対象者)

第10条 通所介護サービス対象者は次の者とする。

1 デイハウス青藍の利用対象者は総合事業認定者、要介護認定者とする。

(利用の開始)

第11条 通所介護サービスの利用契約の締結により利用できるものとする。但し、次の各号に該当する場合を除くほかは利用できるものとする。

1 定員の関係から、利用の余裕がない場合。

2 利用しようとする者に、伝染性疾患及び精神障害があるため、他の利用者に害を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(利用の終了)

第12条 通所介護サービスの利用終了は次の各号に該当する場合とする。

1 利用者が死亡したとき。

2 利用者が介護保険施設に入所したとき。

3 要介護認定に変更があったとき。

4 総合事業利用対象者でなくなったとき。

第5章 利用者に対する処遇

(生活相談)

第13条 管理者及び生活相談員は、利用者の心身の状況等の調査を行い適切な介護計画を立案し、日常生活の問題解決のための処遇及び相談に努めなければならない。

(食事)

第14条 管理者は利用者の食事の提供を行うに当たっては、次のことに注意しなければならない。

1 献立は、栄養・熱量・消化の良否及び利用者の身体的状況ならびに嗜好、季節及び原料等に考慮し、調和のとれた献立とする。

2 疾病者への給食は、医師の指導を受け対応した食事を提供する。

(保健衛生)

第15条 管理者は利用者の健康管理ならびに清潔な生活環境を維持するために次の事項に留意しなければならない。

1 常に健康状態に注意し疾病の早期発見及び予防等健康保持のため適切な措置をとる。

2 疾病にかかった利用者については速やかに主治医に連絡をし、必要な措置を講じる。

3 その他保健衛生の管理については必要な措置を講じる。

(冷暖房設備)

第16条 利用者に対し、冷暖房設備の使用は管理者が適当と認める期間する。

第6章 利用者の守るべき規律

(秩序維持)

第17条 利用者は、この規律の定めるところに従いの秩序維持に努め次の事項を守らなければならぬ。

1 身上に移動があったときは直ちに管理者に届け出なければならない。

(利用者が守るべき事項)

第18条 利用者は次の事項を厳守しなければならない。

1 火気の取り扱いについては常に注意し、決められた場所以外での喫煙をしてはならない。

2 けんか・口論・その他粗暴にわたる言動をしてはならない。

3 故意に設備や器物を破損したり、施設外に許可なく持ち出してはならない。

4 金銭の貸借をしてはならない。

5 定められた日課表に従い、規律ある生活をする。

6 その他、管理者の指示に従うこと。

7 看護職員・介護職員の指導に従い保健衛生に注意する。

第7章 雜則

(緊急時等における対応)

第19条 従業者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときには、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第20条 事業所は、通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第21条 通常の事業の実施地域は、石井町、吉野川市鴨島町及び徳島市国府町とする。

総合事業の実施地域は石井町、神山町、吉野川市、徳島市とする。

(相談・苦情対応)

第22条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止)

第23条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第24条 通所介護事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会をつぎのとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 繼続研修 年1回

2 従業者は、社会福祉法人青藍個人情報保護規程第15条に則り個人情報を取り扱うものとし、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を記した個人情報保護に関する誓約書を取り交わし、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人青藍と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(防災措置)

第25条 管理者は非常災害に対処するため、防災計画を定め職員の分担を明確にするとともに消防機関とも綿密な連絡を取り、関係法令に定められた防災訓練を実施する。

1 管理者は別に消防防災計画について細則を定める。

(補則)

第26条 この規程に定めるほか通所介護事業所の運営に必要な事項については管理者がこれを定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この一部改正規程は、即日施行とし、令和6年4月1日から施行する。